平成28年3月31日

規則第57号

(目的)

第1条 この規則は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)であって社会生活 上必要な外出の際にその支援をする者がいない者に対して、移動の支援に係る費用(以下「移動支援費」とい う。)を助成する移動支援事業を実施するために必要な事項を定めることにより、障害者等の自立生活及び社 会参加の促進を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(地域生活支援事業)

第2条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第77条に基づく地域生活支援事業とする。

(助成の対象等)

- 第3条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、移動支援費に対する助成を 行うことができる。
- 2 移動支援費に対する助成の額、助成の方法その他の助成の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第4条 移動支援費に対する助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

- 第5条 市長は、前条の申請があったときは、<u>審査</u>を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、移動支援費に 対する助成の決定を行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第6条 前条第1項の規定により移動支援費に対する助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が第3 条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又は その家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、移動支援費に対する助成の決定の全部又は一部を取り 消すことができる。
 - (1) 受給者が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為により移動支援費に対する助成を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第8条 市長は、前条第2号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対

し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができる。 (雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本市移動支援事業実施要綱

制定 平成18年10月 1日健康福祉局長決裁 2下成19年 4月 1日健康福祉局長決裁 平成21年 4月 1日健康福祉局長決裁 平成22年 3月23日健康福祉局長決裁 平成22年 9月 1日健康福祉局長決裁 平成23年 9月27日障がい保健福祉課長決裁 平成23年 9月27日障がい保健福祉課長決裁 平成24年 3月29日時長決裁 平成25年 3月31日健康福祉子ども局長決裁 平成28年 3月30日健康福祉子ども局長決裁 平成28年 3月30日健康福祉子ども局長決裁 平成28年 3月30日健康福祉子ども局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定により行う地域生活支援事業として屋外での移動が困難な障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)に社会生活上外出する事が必要不可欠な時に、支援する者がいないため外出に支障がある場合に、外出を支援する移動支援を行う事業(以下「移動支援事業」という。)について必要な事項を定め、もって自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

- 第2条 移動支援事業の内容は、次に掲げることを行う事業とする。
 - (1) 個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
 - (2) 複数の障害者等への同時支援

(対象者)

- 第3条 移動支援を受けることができる障害者等は、法に規定する援護の実施者が本市となる者で、本人のみで外出することが困難であり、移動支援に相当する法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給を受けることができないものであって、他に適当な介護者がいない次に掲げる者とする。
 - (1) 法に規定する知的障害者又は精神障害者で、調査時障害支援区分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「法施行令」という。)第10条第2項(法施行令第13条において準用する場合を含む。)に規定する市町村審査会(法第15条に規定する市町村審査会をいう。)が審査及び判定を行う前の合計点数等(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。)第1条に規定する合計点数等をいう。)により該当する区分省令第1条各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)又は障害支援区分(法第4条第4項に規定する障害支援区分をいう。以下同じ。)が1以上のもの
 - (2) 法に規定する身体障害者で、調査時障害支援区分又は障害支援区分が3以上で、かつ、二肢以上に麻痺があるもの
 - (3) 法に規定する難病患者等で、調査時障害支援区分又は障害支援区分が1以上のもの
 - (4) 法の規定による障害児で、障害児支援区分(平成18年厚生労働省告示第572号に規定する障害児支援 区分をいう。以下同じ。)が1以上のもの

(給付費)

- 第4条 市長は、第6条第1項の規定により支給の決定を受けた者(以下「支給決定障害者等」という。)が第7条に規定する支給決定の有効期間内において、第14条の規定により登録した移動支援の事業を行う者(以下「事業者」という。)から移動支援(第16条に規定する支給量の範囲内のものに限る。)を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、給付費を支給する。
- 2 給付費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を、熊本市地域生活支援事業 に要する費用の額の算定基準に関する要綱(平成18年10月1日制定)別表に規定する移動支援に要した費 用に乗じて得た額を交付する。
 - (1) 第6条に規定する支給の決定において、支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属

する者(障害者にあっては、配偶者に限る。)に、当該年度分(4月1日から6月30日までにおける決定にあっては、前年度分)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による<u>市町村民税</u>(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されている場合 要した費用の100分の90

- (2) 第6条に規定する支給の決定において、支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(障害者にあっては、配偶者に限る。)に、当該年度分(4月1日から6月30日までにおける決定にあっては、前年度分)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による<u>市町村民税</u>(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない場合要した費用の100分の95
- (3) 第6条に規定する支給の決定において、支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(障害者にあっては配偶者に限る。)が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 (単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯の場合 要した費用の100分の100
- 3 前項の規定により算出した給付費の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。
- 4 市長は、支給決定障害者等が、事業者から移動支援を受けたときは、当該支給決定障害者等が当該事業者に 支払うべき移動支援に要した費用について、給付費として当該支給決定者等に支給すべき額の限度において、 当該支給決定障害者等に代わり、当該事業者に支払うこととする。
- 5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し給付費の支給があったものとみなす。
- 6 市長は、第17条の規定により、当該事業者から給付費の請求があったときは、請求内容を審査し支払うものとする。

(支給申請)

- 第5条 移動支援を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額 減額・免除等申請書(様式第1号)により市長に申請を行うものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、第3条第1号に規定する調査時障害支援区分若しくは障害支援区分又 は同条第4号に規定する障害児支援区分の認定及び次条第1項に規定する支給要否決定を行うため、当該申請 に係る障害者及び障害児又は障害児の保護者に面接を行い、その心身の状況、その置かれている環境等につい て調査を行うものとする。

(支給決定)

- 第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに内容を検討し支給の要否を決定(以下「支給 決定」という。)するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により支給が決定したときは、申請者に対してその旨を地域生活支援事業支給決定通知書(様式第2号)又は地域生活支援事業却下決定通知書(様式第2-2号)により通知するものとする。 (支給決定の有効期間)
- 第7条 支給決定の有効期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1月間から12 月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間を合算して得た期間とする。
- 2 支給決定を行った日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、1月間から12月間まで の範囲内で月を単位として市長が定める期間とする。

(支給及び申請内容の変更申請)

- 第8条 支給決定障害者等は、第4条第1項に規定する割合を変更する必要があるとき、及び第5条第1項の規 定による申請を行った際の氏名、住所等に変更があるときは、市長に対し、当該支給決定の変更の申請をする ことができる。
- 2 支給決定障害者等が、第4条第1項に規定する割合を変更する場合は、速やかに地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(様式第1-2号)により市長に申請を行うものとする。
- 3 支給決定障害者等が、第5条第1項の規定による申請を行った際の氏名、住所等に変更がある場合は、速やかに地域生活支援事業申請内容変更届出書(様式第3号)により市長に届出を行うものとする。 (支給決定の取消し)
- 第9条 市長は、支給決定障害者等が次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。
 - (1) 支給決定に係る障害者等が、第2条に規定する熊本市移動支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。
 - (2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

- (3) 支給決定に係る障害者及び障害児又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第5条第2項の規定による調査に応じないとき。
- (4) その他市長が支給を不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、支給決定障害者等に地域生活支援事業取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(支給の辞退)

- 第10条 支給決定障害者等は、移動支援の支給を辞退するときは、市長に地域生活支援事業辞退届出書(様式 第5号)により申請を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定により支給辞退の申請を受理したときは、支給決定障害者等に地域生活支援事業取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(支給決定通知書の再交付申請)

第11条 支給決定障害者等が、第6条第2項に規定する地域生活支援事業支給決定通知書を紛失等したことにより再交付の申請を行うときは、地域生活支援事業支給決定通知書再交付申請書(様式第1-3号)により行うものとする。

(調査時障害支援区分等の有効期間)

- 第12条 第3条第1号に規定する調査時障害支援区分及び同条第4号に規定する障害児支援区分の有効期間 は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1月間から36月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間を合算して得た期間とする。
- 2 支給決定を行った日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、1月間から36月間まで の範囲内で月を単位として市長が定める期間とする。

(サービスの利用)

第13条 移動支援を受けようとする支給決定障害者等は、事業者に第6条第2項の規定により通知した地域生活支援事業支給決定通知書を提示して、当該移動支援を受けるものとする。

(事業者の登録)

- 第14条 市長は、この事業を行うことが適当と認める民間事業者等を登録することができる。
- 2 前項の規定により登録することができる民間事業者等は、熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第96号)に規定する指定居宅介護に係る基準を満たすものとする。
- 3 第1項の規定による登録の要件その他の登録に関し必要な事項は、別に定める。

(サービスの提供)

- 第15条 前条の規定により登録を受けた事業者等は、支給決定障害者等とサービス利用について契約を行った場合は、移動支援計画を立て、計画に基づいてサービスを提供するものとする。
- 2 登録事業者は、支給決定障害者等に急な用事ができた場合は、移動支援計画の範囲内において、電話等の簡便な方法での申し入れにより、柔軟にサービス提供を行う。

(支給量)

- 第16条 市長は、支給決定を行う場合には、月を単位として第7条で定める期間において給付費を支給する移動支援の量(以下「支給量」という。)を定めるものとする。
- 2 支給量は、月50時間を限度とし、第5条第1項の規定により申請を行った者(以下この条において「申請者」という。)ごとに決定する。
- 3 平成18年9月30日において市長が外出介護に係る支給決定を行っていた者に係る支給量は、前項の規定にかかわらず、同日における外出介護に係る支給量の範囲内で申請者ごとに決定する。
- 4 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町(以下「旧町」という。)の編入の日の前日に旧町で移動支援に係る支給 決定を受けていた者に係る支給量は、第2項の規定にかかわらず、同日における移動支援に係る支給量の範囲 内で申請者ごとに決定する。

(給付費の請求)

第17条 事業者は、毎月10日までに前月分の地域生活支援事業給付費(移動支援)請求書(様式第6-1号)、地域生活支援事業明細書(様式第6-2号)及び移動支援サービス提供実績記録票(様式第6-3号)を市長へ提出するものとする。

(利用者負担額の受領)

第18条 事業者は、移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から、当該移動支援に要した費用から第4条

の規定により得た額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

(帳簿の整理等)

第19条 市長は、移動支援に係る必要な帳簿を整理しなければならない。

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 利用者負担額の適用時期の起点は、第18条の規定にかかわらず、当面の間行わないものとする。
- 2 平成18年9月30日において現に法第19条第1項の規定による支給決定(外出介護に係るものに限る。) を受けている者(法附則第5条第1項の規定により外出介護に係る支給決定を受けたものとみなされている者を含む。)については、この要綱の施行日に、第6条第1項の規定による支給決定を受けたものとみなす。
- 3 この要綱の施行日を始期とする支給決定の有効期間は、第7条の規定にかかわらず、18ヶ月間以内とする。
- 4 平成23年9月30日において第4条第1項に規定する支給決定障害者等であり、かつ、施行の日において同行援護(法第5条第4項に規定する同行援護をいう。以下同じ。)に係る法第19条第1項に規定する支給決定を受けた視覚障害者が、やむを得ない理由により同行援護を受けることが困難であると認められるときは、同日から平成23年11月30日までの間に限り、移動支援を利用することができるものとする。
- 5 市長は、前項の規定により移動支援を利用した者に対し、第4条の規定による給付費を支給する。
- 6 前項の規定により給付費を支給する移動支援の量は、第16条の規定にかかわらず、施行の日における同行 援護に係る支給量(法第22条第4項に規定する支給量をいう。)から、移動支援を利用した月の初日から同 月の末日までの間に受けた同行援護の量を控除して得た量とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用日)

2 改正後の第16条第2項の支給量は、施行の日以後に第6条の支給決定を行ったものについて適用し、同日前に行った同条の支給決定に係る第16条第2項の支給量については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(地域生活支援事業) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

	です。	(宛) J申請しま ^っ	す。					申詞	請年月[3 平)	σ ž .	年	月	[⊟		
申請	^フ	ソリガナ 名		ED ED				₽月日		·· 明治 昭和				 月		日	
者	居	住 地	₹						電話	野							
	フリ	ガナ						生年	月日	昭和	・平成	į	年	F	=	日	
		に係る 児氏名					続	柄									
身体	障害者	手帳番号					1		療育手	帳番号							
難病語	患者に何	系る疾患名						精	神障害者	者保健社 番号	副 祉						
サービス利用の状況	障害福祉 関係サービス			ノ心ル	有・無 ごスの種類	区分等	非該当		4 5	6	有効 期間						
用の状況	介護保険			↑護認定 Pのサー	有・ ビスの種類		要介證 容等	護	要支援	曼()	・要	介護	1	2	3	4	5
ф			サート	ごスの種	類					申請は	に係る	具体的	内容	<u> </u>			
申請する#	訪問系・	移	動	支	援												
リービス	・その他	訪	問	λ	浴												
サービスの種類等	日中活動系	日中	一 時	支 援	A 型												
利用		定事業者名 予定事業者		ってい	る場合のあ	み記											

	氏 名	医療機関名	
主治医	医療機関所在地	〒 電話番号	

障がい者に限る。(障がい児は不要です。)

	利用料に関する認定
	下記の区分の適用を申請します。
	(あてはまるものに をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)
	1 生活保護受給世帯
井	2 市町村民税非課税世帯に属する者
申請する減免の種類	生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置 補足給付の特例措置)を申請します。 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。
世帯範囲の特例	下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 . 税制上、障害者が同一の世帯に属する者の扶養控除の対象となっていない。
り	
191	2 . 医療保険制度において、同一の世帯に属する者の被扶養者となっていない。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提	出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記)	λ)
フリガ	ナ			申請者
氏	名			との関係
住	所	〒	電話番	号

同意の欄

上記利用者負担軽減対象確認申請の審査判定をする際、世帯全員の市県民税課税状況について税務関係当局に報告を求めること、及び私と配偶者の収入、資産の状況(以下「収入の状況等」という。)を確認するために必要があるときは、熊本市が有する私と配偶者の収入の状況等に関する情報を利用することに同意します。

氏名 氏名

(世帯全員分の氏名を記入して下さい。)

(注)

氏名

- 1 調査で得られた情報は、地域生活支援事業の減免対象の判定以外には使用しません。
- 2 収入の状況等に関する情報は、その内容を確認できるものの提出がなかった場合に限り利用されます。

(地域生活支援事業)

支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

	沛長(-	_
次0.	とおり	申請します	9。 申請年月日 平成 年 月 日
	フ	リガナ	17HF 173H 17% 1 73 H
申請	氏	名	田治 大正 田和 平成 年 月 日
者	居	住 地	電話番号
	フリナ	jナ	
		に係る 見氏 名	続柄
身体	障害者	手帳番号	療育手帳番号
難病恩	患者に係	系る疾患名	精神障害者保健福祉 手帳番号
サービス利用の状況	障害福祉 関係サービス		障害支援 区分の認定 有・無 区分等 1 2 3 4 5 6 有効 期間 利用中のサービスの種類と内容等 要介護認定 有・無 要介護度 要支援()・要介護 1 2 3 4 5 利用中のサービスの種類と内容等
	<u></u> 変更の	理由	
変更を			サービスの種類 申請に係る具体的内容
ら希望す	訪問系	移	動 支 援
るサービ	訪問系・その他	訪	問 入 浴
変更を希望するサービスの種類等	日中活動系	日中	一時支援A型
利用契約予定事業者名 利用契約予定事業者が決まっている場合のみ記 入して下さい			

	氏 名	医療機関名
主治医	医療機関所在地	電話番号

障がい者に限る。(障がい児は不要です。)

申請する減免の種類	利用料に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置 補足給付の特例措置)を申請します。 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。
世帯範囲の特例	下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 . 税制上、障害者が同一の世帯に属する者の扶養控除の対象となっていない。 2 . 医療保険制度において、同一の世帯に属する者の被扶養者となっていない。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者		申請者本人	申請者本人以外(下の欄に記)	.)	
フリナ	ガナ			申請者	
氏	名			との関係	
住	所	〒	電話番	<u> </u>	

同意の欄

上記利用者負担軽減対象確認申請の審査判定をする際、世帯全員の市県民税課税状況について税務関係当局に報告を求めること、及び私と配偶者の収入、資産の状況(以下「収入の状況等」という。)を確認するために必要があるときは、熊本市が有する私と配偶者の収入の状況等に関する情報を利用することに同意します。

 氏名
 氏名

 氏名
 氏名

(世帯全員分の氏名を記入して下さい。)

(注)

- 1 調査で得られた情報は、地域生活支援事業の減免対象の判定以外には使用しません。
- 2 収入の状況等に関する情報は、その内容を確認できるものの提出がなかった場合に限り利用されます。

地域生活支援事業支給決定通知書 再交付申請書

熊本市長(宛)

申請年月日	平成	年	月	日

次のとおり地域生活支援事業支給決定通知書の再交付を申請します。

	<u> </u>	_ , ,,,,									
フリガナ		生年月日				年		月		日	
支 給 決 定		土牛月口				+		Ħ		П	
障がい者氏名		受給者番号									
居住地	₸										
		電話番号									
フリガナ		## 2 2					<u></u>		_		
支給決定に係る		生年月日					年		月		日
障がい児氏名		続柄									
申請の理由											

- 注 1 支給決定通知書を破り、又は汚した場合の申請については、現在お持ちの支給決定通知書を添付してください。
 - 2 再交付を受けた後、失った支給決定通知書を発見したときは、速やかに市に返還してください。

申請書提出者		申請者本人	申請者本人以外(下の欄	に記入)
フリガナ				申請者
氏	名			との関係
住	所	Ŧ	=	電話番号

你以先人与(先及未送)	ぶ ノ			
				書番号
	様		熊本市長	ЕП
地域生活支援事業に		支援事業支給決定通知 定しますので通知します。		
		記		
受 給 者 証 番 号		支給決定障がい者 (保護者)氏名		
支給決定年月日		支給決定に係る障がい児氏名		
有 効 期 間				
サービスの種類		 支 援 の 内	 ·s 容	
移動支援		~ 30 0 1	. п	
日中一時支援				
訪 問 入 浴				
特 記 事 項				

教 示

- 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表するものは熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に処分の取消の訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)。

問い合わせ先

	文書	番号
〒 - 熊本市	平成 年	月日
様	熊本市長	ЕП

地域生活支援事業却下決定通知書

平成 年 月 日に申請のありました地域生活支援事業の支給及び利用者負担額減額・免除等については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事項
- 2 却下の理由

教 示

- 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表するものは熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に処分の取消の訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)。

問い合わせ先

地域生活支援事業申請内容变更届出書

熊本市長(宛)

届出年月日 平成 年 月 日

次のとおり届け出ます。

人のこのう曲り出り	~ / 0								
フリガナ 支 給 決 定		生年月日			:	年	月		日
障が 1者氏名		受給者番号							
居住地	〒	電話	番号						
フリガナ 支給決定に係る		生年月日				年		月	В
障がい児氏名		続柄							
身体障害者手帳 番号		療育手帳番	号						
難病患者に係る 疾患名		精神障害者保持 手帳番号							

					変更前	変更後
		フ	リガ	ナ		
	氏	氏		名		
変	氏名・	生	年月	日		
更	住所等	居	住	地		
事	等	連	絡	先		
項		続		柄		
		専区2 する■	分に 事項			

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 上記の事実関係を確認できる書類(公簿等により確認することができるときは、省略することができます。)
- 2 地域生活支援事業支給決定通知書

届出書提出者	届出者本人	届出者本人以外(下の欄に	記入)
フリガナ 氏 名			届出者との関係
住所	〒	電	話番号

			文 書 番 号 平成 年 月 日
	様 	熊本市長	ED
	地域生活	ī援事業 支給決定取消通知書	
下記のとおり支約	合決定を取り消しました		
受給者証		記 支給決定障がい者 │	
文 約 有 証			
支給決定取消日		支給決定に係る 障がい児氏名	
取消理由			
決定通知書を担当区	⊠福祉課に返還してくた	さい。ただし、既に決定通知書を提出され	っている方は、不要です。
返還期限 平成	年 月 日		
に対して審査請求 は、この限りでは 2 この処分につい として(訴訟にお	状をすることができます はありません。 いては、この処分があっ らいて熊本市を代表する	教 示 あったことを知った日の翌日から起算して 。ただし、処分があった日の翌日から起算 たことを知った日の翌日から起算して6ヶものは熊本市長となります。)、処分の取 から起算して1年を経過した場合は、この	算して1年を経過した場合 r月以内に、熊本市を被告 X消しの訴えを提起するこ

以内に処分の取消の訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日か

ら起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)。

問い合わせ先

地域生活支援事業辞退届出書

熊本市長(宛)

理

由

届出年月日 平成 年 月 日

次の	とおり	届	出生	ਰ
$I \wedge V J$		/ JEET .	ишъ	. 7 ^

フリガ	ナ		生年月日					年	=	月			
支 給 決			工十万口					+	_	ħ	,	_	
障がい者	氏名		受給者番号										
居住	地	₹	電話	番号	큵								
フリガ	ナ		光 年日口						年	F	1	日	
支給決定に	に係る		生年月日						+	۲.	j	П	
障がい児	氏名		続柄										
身体障害者 番号			療育手帳番	号									
難病患者に 疾患名			精神障害者保 手帳番号		祉								
7大芯七			力收留气										
辞													
退													

届出書提出者	届出者本人	届出者本人以外(下の欄に	記入)	
フリガナ 氏 名			届出者との 関係	
住 所	₸	電	話番号	

地域生活支援事業給付費 (移動支援、日中一時支援(A型)、訪問入浴) 請求書

熊本市長(宛)

主	十億		百万		千		F	9
一 明水並 稅								

	平成		年		月分				
内		請求	 校給付置	書名		明細書件数	金	額	
訳									
				合	計				

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

事業所番号			:	- - - - - -	1	 	
請求事業者	住 所 (所在地)	⊩					
	電話番号						
	名 称						印
	職・氏名	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		 		 	
振込先	金融機関名						
	口座番号						
	口座名義						

地域生活支援事業給付費明細書 (移動支援、日中一時支援(A型)、訪問入浴)

									((利	됄	力式	技	爰、	.	日日	中	.—	-日=	艺	捄	爰((A	型)、	訪	間] <i>)</i>	\ž	}))												
																								平成	ţ.									年							J	月分	
受	給	者		番	号					! !							1					I III	事業	美所	番	号																	
氏	合 決 :				名			1		_				1			1	_	<u>-</u>			2	₹0	養者)事	業F											ı						1	
	がが																						のさ	称																			
																					ļ						•																
					ţ	-	_ - Ł	ニス	内	I容	!									舅	辽	ZÈ	单值	<u> </u>		算	定		数		2	当月]算	錠	額			ţ	商	要	į		
費用							_				_				_		_		L																								
m の																																											
額																																											
計算																																											
欄																																											
										当.	月	費	用	の	彮	合	誩	† —	_																								
1 11								禾	ijF	相	鲊		日客	죍	等(の[内	訴	5												<u></u>	i月	算	定	額			ţ	商	要	į		
州	利	用	書	負	負担	3	額	į																																			
負担銅																																											
利用者負担額等計算欄																																											
算欄							_	当	P	ŦII	— 田	<u>+</u>	台	t⊏	字	百学	<u>-</u> ∠																										
								=	7	ሆጥ	<u>т</u>	10	只	J	:合:	: 1	f [-	11																								
							当	月か	言	舊約	合	寸	貴	清	求	額		_	-	-																F	9						
																															朴	中	1					杉	ζ				

様式第	6 - 3号(第17条関係) 平成 年	月分	移動支援サ	ービス提供実績記録票
受給者		支給決定障がい			事業所番号
番号		者等氏名			
田与		(児童氏名)			
契 約			事業者		
支給量			及びそ		
所得段階 利用者負担			負担割合	の	
	一般・低所得・生活保護	10%相当・	5%相当 ・ 0	事業所	

			利	動支援計画		サービス	(提供制	**):=	1 1100		
日付	曜日	サービス内 容	開始時間	終了時間	計 画 時間 数	開始時間	終了時間	算 定 時間 数	派遣人数	利用 者 負担 額	サービス	利 確別者 印
			•	•		:	:					
			•	:		:	:					
			•	•		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	•		:	:					
			:	•		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			•	•		:	:					
			:	•		:	:					
			:	•		:	:					
			•	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			•	•		:	:					
			•	•		:	:					
			:	•		:	:					
			•	•		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			•	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
合		計										

サービス内容記載例

医療療機関への通院 官公庁及び銀行への手続 通所サービスや就労等のための見学

買い物 その他の社会参加活動(具体的内容を記載)

枚中	枚目